

新見市体育施設（新見市憩いとふれあいの公園、新見市民運動公園、新見市民体育館、城山体育館）、新見市哲多B & G海洋センター、新見市哲多体育施設（野球場、哲多農村広場、若者センター、緑の広場、哲多上屋付多目的広場）、新見市青少年野外活動センター及び新見市防災公園指定管理者業務仕様書

1 業務目的

本業務は、市民の健康増進、青少年の団体活動等の促進による健全育成と研修及び本市の災害時における避難所と被災支援の拠点並びにスポーツ振興等を図ることを目的として設置された新見市体育施設（新見市憩いとふれあいの公園、新見市民運動公園、新見市民体育館、城山体育館）、新見市哲多B & G海洋センター、新見市哲多体育施設（野球場、哲多農村広場、若者センター、緑の広場、哲多上屋付多目的広場）、新見市青少年野外活動センター及び新見市防災公園（以下「対象施設」という。）の業務を、効果的かつ効率的に行うことを目的とする。

2 施設概要

（１）名称及び所在地

名称		所在地
新見市体育施設	新見市憩いとふれあいの公園	新見市正田 3 3 0 番地
	新見市民運動公園	新見市下熊谷 2 3 番地 1
	新見市民体育館	新見市下熊谷 2 2 番地 2
	城山体育館	新見市新見 1 1 9 1 番地 1
新見市哲多B & G海洋センター		新見市哲多町花木 1 0 9 0 番地
新見市哲多体育施設	野球場	新見市哲多町花木 1 0 9 0 番地
	哲多農村広場	新見市哲多町花木 1 0 8 9 番地
	若者センター	新見市哲多町花木 1 0 9 0 番地
	緑の広場	新見市哲多町花木 2 5 7 8 番地
	哲多上屋付多目的広場	新見市哲多町花木 1 0 9 0 番地
新見市青少年野外活動センター		新見市下熊谷 2 3 番地 5
新見市防災公園		新見市石蟹 1 5 7 番地

（２）敷地面積、構造等

施設及び設備の名称	内容
新見市憩いとふれあいの公園	
・新見ピオーネ球場	13,632 m ²
・多目的広場	8,552 m ²
・シェルター（屋根付き野外ステージ）	300 m ²
・ゲートボール場	屋内用コート 4 面
・グラウンドゴルフ場	2 コース 16 ホール

新見市民運動公園 ・陸上競技場兼野球場 ・テニスコート ・市民プール	19,596 m ² 1623.60 m ² (屋根付き 2 面、屋外 4 面) 930 m ² (50m 8 コース) 142 m ² (幼児用補助プール)
新見市民体育館	鉄筋コンクリート造 3 階建 4,037.673 m ²
城山体育館	鉄骨造 2 階建 805.541 m ²
新見市哲多 B & G 海洋センター ・体育館	鉄骨造平屋建 726.15 m ²
野球場	11,229 m ²
哲多農村広場	6,500 m ²
若者センター	木造平屋建 317 m ²
緑の広場	5,100 m ²
哲多上屋付多目的広場	487.5 m ² (屋内コート 1 面)
新見市青少年野外活動センター	テントサイト 3 カ所、ファイヤー場 2 カ所 野外活動棟 (鉄骨造平屋建 427 m ²) 野外炊事場 2 棟、食器倉庫、トイレ 2 カ所
新見市防災公園 ・陸上競技場 ・サッカー場 ・多目的広場	52,902 m ² (芝生広場、健康広場、防 災設備等含) 19,000 m ² (全天候舗装 8 レーン 400m トラック) 人工芝、陸上競技場内フィールド部 分 16,447 m ²

3 管理運営に関する基本的事項

対象施設の管理運営にあたっては、本仕様書に定めるもののほか、募集要項、関係法令及び関係条例の規定を遵守すること。

4 開館時間等

(1) 休業日

施設の休業日は、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）とする。ただし指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て休業日の変更、又は臨時に休業日を設けることができる。

(2) 利用時間

対象施設の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の許可を得てこれを変更することができる。

ア 新見市憩いとふれあいの公園 8時30分から22時まで

イ 新見市民運動公園

(ア) 陸上競技場兼野球場 8時30分から22時まで

(イ) テニスコート 8時30分から21時まで

(ウ) 市民プール 10時から17時まで

ウ 新見市民体育館 9時から21時まで

エ 城山体育館 9時から21時まで

オ 新見市哲多B&G海洋センター 9時から21時まで

カ 新見市哲多体育施設 9時から22時まで

キ 新見市防災公園 8時30分から21時まで

5 指定管理者が行う業務の内容

指定管理者が行う業務の内容は次のとおりとする。

(1) 施設の利用許可に関すること

施設の利用許可にあたっては、対象施設に係る条例（以下「施設条例」という。）の規定を遵守して平等な利用を図り、恣意的な許可を行うことがないようにすること。

申請受付・利用許可事務、利用料徴収、利用状況の統計、機械設備の操作説明、器具・用品等貸出、備品管理等（随時）

(2) 施設の点検整備に関すること

水道設備、照明設備、衛生設備、遊具・健康器具、スポーツ用品・備品管理、施設内鍵管理等（随時）

(3) 施設及び付属施設の維持管理に関すること

ア 施設等管理業務の項目

基本協定書に規定する施設及び付随する設備等の維持管理

イ 管理業務を行ううえで指定管理者が行う必要がある事項

施設及び公園内の定期清掃、トイレ清掃等

ウ 芝生管理

灌水、施肥、除草剤散布、病虫害防除薬品散布、目土掛け、芝刈り、除草等

エ 植栽管理

施肥、剪定、除草等（樹木等の生育に応じて実施）

(4) 留意事項

市では、自主財源の確保、良好な施設運営の維持に資することを目的とし、ネーミングライツの導入を予定しています。命名権者の導入には別途手続きが必要で、直接市が命名権者を公募します。公募を実施した場合、指定管理者は愛称を示した看板の設置等に協力することとします。

(5) その他

- ア 要望、苦情を受け付ける窓口を設置すること。
- イ 資材調達については地元へ配慮すること。
- ウ 利用者アンケート調査を実施すること
- エ 一部施設は災害時における避難所として指定されているため災害時には避難所として利用される。この場合において、指定管理者は市の指示に従うこと。

6 利用料金について

- ア 条例に規定された利用料金の額は施設条例のとおりとする。
- イ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が施設を利用するときは、利用料は2分の1とする。
- ウ 指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、照明施設利用料等の電灯料を除き、利用料金を減額し、又は免除することができる。

7 指定管理料

- (1) 施設の管理運営に要する経費に充てるため、市は、指定管理者に対し、指定管理料を支払う。
- (2) 指定管理料は、公募条件の金額である年額83,000千円を上限とし、業務内容の変動を踏まえ、毎年度、市と指定管理者が締結する年度協定において定める額とする。
- (3) 指定管理料は、自主事業に要する経費に充ててはならない。
- (4) 指定管理料は、原則として精算行為を行わず、指定管理者の経営努力により生じた剰余金については、指定管理者の利益とする。
- (5) 指定管理料は、会計年度ごと（4月1日から翌年3月31日まで）に支払うものとし、支払時期、方法については別途、協定書で定める。
- (6) 賃金・物価スライド制度の導入や利用料金の改定などにより、指定管理料を見直す場合がある。

8 業務の再委託

指定管理者は、指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、次の業務は市長の許可を得て業務を委託することができる。

- (1) 施設清掃業務
- (2) 芝生及び植栽等の維持管理業務
- (3) 競技用精密機器等保守管理業務
- (4) その他協議により再委託が可能な業務

9 職員配置

職員の配置基準は次のとおりとする。

- (1) 勤務体制

シフト制等を導入し、労働基準法を遵守した勤務体制を確保すること。

(2) 配置人数

管理責任者として常勤職員を配置することともに、その他業務に必要な職員を適宜配置すること。事業計画書の配置に準ずること。

10 リスク分担

市と指定管理者の間におけるリスク分担は、募集要項別表及び基本協定書別表2に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 競技用精密機器等（高額備付備品）の修繕が生じた場合の費用分担

競技用精密機器等の高額備付備品において、30万円以上の修繕費用が生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえ双方の費用負担額を決定する。

(2) 電球などの消耗品的な物品等の交換は、上記にかかわらず指定管理者の負担とする。

(3) 今後、賃金水準や物価水準をはかる指標に一定以上の変動が見られた場合に、指定管理料の調整を行う制度（賃金・物価スライド制度）を導入する。

11 個人情報管理

指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者は、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるとともに、当該施設の管理業務に関して知り得た情報を漏らし、自己の目的のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。

また、指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(1) 個人情報を取扱う者は、毎月1回個人情報の漏えい防止と意識の高揚を図る打ち合わせを実施し、その実績を検証すること。

(2) 個人情報の取扱業務は、委託することができない。

(3) 個人情報データの持ち出しは禁止する。

(4) 提案書により示された個人情報保護方針を実践すること。

12 利用者の安全確保

利用者の安全を確保するために指定管理者が実施すべき取り組み

事業計画書で示された事故防止の取組や事故発生時の対応等に基づき両者の安全確保に努めること。

13 危機管理対策

自然災害や事故など緊急事態が発生した場合に備えて指定管理者が実施すべき取り組み

事業計画書で示された災害等緊急時の対応について、災害緊急マニュアル等を策定して従業員への周知を図るとともに、従業員連絡網等により実践すること。

14 情報公開

- (1) 指定管理者は、管理業務の実施にあたり保有する情報について、新見市情報公開条例（平成17年新見市条例第23号）並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新見市個人情報保護法施行条例（令和4年新見市条例第36号）の規定に準拠し、情報公開に係る規程を整備する等情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (2) 市は、前項の情報公開に関する文書であって、市が保有していないものについて、その開示請求があったときは、指定管理者に対して当該文書の提出を求めて、当該請求に対応することができるものとする。
- (3) 市は、必要に応じて指定管理者から毎年度終了後に提出される事業報告書の内容は、原則公表するものとする。

15 指定管理者に対する監督・監査

- (1) 市は、指定管理者に対して、指定管理業務及び経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、必要な指示をすることができる。
- (2) 市は、指定管理者が市の指示に従わない場合や、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続することができないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

16 事業評価

(1) 業務内容及び評価基準等の決定

指定管理者は毎年度業務計画書を作成し、翌年度分の事業計画書を毎年12月末日（協定の期間の初年度に係る事業計画書にあっては、当該年度の開始時）までに提出し市と協議を行うこと。その協議に基づき、翌年度の指定管理者が提供する業務内容及びサービス水準を決定するとともに、市は適正な管理運営ができているかどうかを評価する基準を定めることとする。業務計画書に記載する内容は次のとおりとする。

- ア 管理体制の計画
- イ 維持管理の業務の実施計画
- ウ 管理に係る収支予算
- エ その他管理に関し甲が必要と認める事項

(2) 事業報告書の作成

指定管理者は、毎年度終了後2か月以内に、事業報告書を作成し市に提出すること。事業報告書に記載する内容は次のとおりとする。

- ア 管理体制の状況
- イ 維持管理業務の実施状況
- ウ 利用等の許可の状況

エ 利用料金の収入・減免の状況

オ 管理に係る収支の状況

カ その他管理に関し甲が必要と認める事項

(3) 管理業務の実施状況の点検

指定管理者は、毎年度終了後、当該業務の実施状況について自己点検を行い、その結果を事業報告書の提出とあわせて市に報告すること。

(4) 中間評価の実施

市は、事業報告書の提出を受けて、指定管理者から意見聴取を行ったうえで事前に設定した評価基準をもとに中間評価を実施する。評価の結果、改善が必要な場合には改善指示を行うほか、改善計画書の提出を求める場合がある。また、評価結果は次年度の業務内容、サービス水準及び評価基準の設定に反映させることとする。

(5) 最終評価の実施

市は、指定管理期間の最終年度に指定期間全体を通して最終評価を行う。その際、指定管理者から意見聴取を行ったうえで、事前に設定した評価基準をもとに最終評価を行う。

17 原状回復義務等

(1) 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった施設等を速やかに原状に復さなければならない。

(2) 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設等を損傷し、又は滅失したときは、市の指示するところによりそれを原状に回復し、若しくは損害を市に賠償しなければならない。

18 その他

(1) 市と指定管理者は、施設の管理運営に係る具体的な項目について協議を行い、これに基づき指定期間を通じた包括的な「基本協定」と、各年度ごとに「年度協定」を締結することとする。

(2) 一部施設は災害時等に指定緊急避難場所及び指定避難所等となる公の施設であるため、管理運営協定書の締結と同時に、「災害時における避難所の開設運営に関する覚書」を別途締結する。